明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令（国土交通四八）　一
○地籍図の様式を定める省令の一部を改正する省令（同四九）　二
○国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令（同五〇）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人情報処理推進機構平成二十一事業年度財務諸表、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、住宅型式性能認定関係　五
地方公共団体
行旅死亡人、高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の指定関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八二

省令

○国土交通省令第四十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第二項の規定に基づき、地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令

地籍調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「別表第五」を「別表第四」に改める。

第七条第一項中「行う者」を「実施する者」に改める。

第十一条中「令第二条第一項第五号」を「令第二条第一項第九号」に、「令別表第五」を「令別表第四」に改める。

第二十条中「行う者」を「実施する者（法第十条第二項の規定により国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあつては、その実施を委託した都道府県又は市町村。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、「代理人」の下に「（以下「所有者等」という。）」を加える。

第二十一条第一項中「行う者」を「実施する者」に、「所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人」を「所有者等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、土地所有者の求めがあるときは、標札の設置に代えて、標札に記載すべき事項を記載した書面を土地の所有者等に送付することができる。

第二十二条第二項中「当つて」を「当たつて」に、「立会」を「立会い」に、「所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人」を「所有者等」に改める。

第二十三条第二項中「所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の立会」を「所有者等の立会い」に改める。

第二十五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十条第一項中「所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人」を「所有者等」に改め、同条第三項中「前二項の確認が得られないときは」を「土地の所有者等の所在が明らかな場合であつて第一項及び第二項の確認が得られないとき又は前項に規定する立会いを求めることができない場合であつて前項の規定に基づき調査することができないときは」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在が明らかでないため第二十三条第二項の規定による立会いを求めることができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合においては、前二項の規定にかかわらず、関係行政機関と協議の上、当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の確認を得ずに調査することができる。

第三十八条中「精度を有する基準点」の下に「（以下「基準点等」という。）」を加える。

第四十条中「令第二条第一項第六号」を「令第二条第一項第十号」に改める。

第四十二条第一項中「の各号」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、単点観測法による地籍測量にあつては、第四号の作業のみを行うものとする。

第四十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第四号に掲げる作業（単点観測法による地籍測量を除く。）において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、前項第一号から第三号までに掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。

第四十三条第二項中「基準点測量」の下に「（補助基準点測量を除く。）」を加え、「及び基準多角点」を削る。